

医療機器業公正競争規約は、消費者庁長官・公正取引委員会から認定を受けた医療機器業界のルールです。規約遵守のため、医療機関の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

医療機器の貸出しには、ルールがあります。

[ポイント]

- 「費用の肩代わりになる貸出し」はできません。
- 無償での貸出しには期間の制限があります。
(例) デモの貸出しは、1か月以内です。
試用の貸出しは、6か月以内です。
- 貸出しの目的が達成された場合には、返却していただくとなります。
- 期間を過ぎた貸出しは、有償となります。
- 「医療機器の貸出しに関する確認書」をいただけない場合、無償での貸出しはできません。

※詳しくは、『よくわかる貸出しに関する基準』、『医療機器の貸出しについて』パンフレットをご覧ください。

故障等が発生した場合、代替機器は借りられますか？

[ポイント]

- 保証期間内の場合、最長3か月まで無償で代替機器を借りることができます。期間を超えますと有償での貸出しになります。
- 保証期間外の場合、初めから有償で代替機器を借りていただくことになります。

修理完了後も代替機器を借りることはできますか？

[ポイント]

無償で借りることはできません。全て有償対応になります。修理が完了した場合には、代替機器は速やかに返却していただくことが必要となりますので、ご協力の程お願いいたします。